

第3章 計画の課題と実績

1 第2次愛南町障がい者計画の課題

愛南町では、平成19年度に第1次愛南町障がい者計画、平成27年度に第2次愛南町障がい者計画を作成し、障がい福祉の推進に取り組んできました。

今回、令和3年度を開始年度とする第3次愛南町障がい者計画等の策定にあたり、令和2年6月から7月にかけて700名を対象にアンケートを実施しました。アンケートでは、障がいのある人やその家族の抱える不安や困り事の多さ、サービスの充実を求める沢山の声がありました。

障がいのある人やその家族が抱える不安や悩みなどの声が、そのまま愛南町の障がい福祉施策の課題となります。これまでもアンケート調査等により課題抽出を行い、その課題解決に向けた障がい者計画等を策定して様々な施策に取り組んできましたが、全ての課題解決に至っていないのが現状です。

また、福祉関係計画策定懇話会の中でも「現場の声を」という意見がありました。障がい福祉を取り巻く環境や状況は刻々と変わってきていますが、その環境や状況の変化に直ちに対応できていないのが計画を推進すべき行政の大きな課題です。

障がいのある人やその家族が地域の中で安心して暮らしていくためには、障がいのある人やその家族、サービスを提供する事業者から「今の環境や状況」などの声を聞きながら、それに即した障がい福祉施策を展開していく必要があります。施策を展開していくには、行政だけではなく、障がいのある人やその家族、サービス提供事業者、地域がきちんとつながりながらそれぞれの役割を果たしていくことが大事です。

第3次愛南町障がい者計画の推進にあたっては、地域全体でつながりを持ち、刻々と変わる障がい福祉を取り巻く環境や状況をしっかりと把握し、課題解決に向けて柔軟に対応しながら取り組んでいきます。

2 第5期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の実績

成果目標（1）福祉施設入所者の地域生活への移行推進（継続）

- 基本指針 ①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行
②施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減

目標（基本指針）	目標値	令和2年度 実績見込み	考え方
①地域生活移行者の増加	8人	0人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
②施設入所者の削減	2人	0人	平成28年度末の施設入所者数から令和2年度末時点の利用人数を差し引いた数（減少数）

地域移行を推進するためには、原因を分析して計画的に地域移行への体制づくりをしなければなりません。第6期計画では関係機関と連携しながら必要な社会資源の洗い出しやネットワークの構築に取り組みながら施設入所者が地域移行できる体制整備に取り組んでいきます。

成果目標（2）地域生活支援拠点等の整備（継続）

- 基本指針 ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、町内又は圏域に少なくとも1つ整備

ボランティア活動等を行う住民団体や相談支援事業者及びサービス提供事業者と緊密な協力体制を取りながら、愛南町の地域資源を活かした柔軟な取り組みで、障がい者の地域生活を支援します。

支援拠点の整備にあたっては、行政サービスの利用のしやすさなども視野に入れ、公共施設の空きスペースを活用するなど、障がいのある人の利便性に配慮した総合的な相談窓口の整備を進めます。更に障がいの有無に関わらず共に学び合ったり、余暇活動を楽しんだりする交流機能を充実させるなど、柔軟で多様な活動拠点づくりも推進します。

その他、平成29年度より「定住自立圏共生ビジョン障がい者（児）の総合支援の推進事業」において宇和島管内での広域的な取り組みの検討が始まったところで、広域対応をすべき施策については、愛南町の良さを生かしつつ、共同での実施を進めていきます。また、緊急時の受け入れ、対応については、医療機関やサービス事業所と連携し整備します。

面的整備しましたが、地域生活支援拠点として機能していません。今後、相談支援事業所等関係機関と課題や問題点を整理しながら機能の充実を図り障がいがあっても地域の中で安心して暮らしていける体制整備に取り組めます。

成果目標（3）福祉施設から一般就労への移行推進（継続・拡充）

基本指針 ①福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。

②就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加

③就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする（平成28年度実績27.1%）

④就労定着支援1年後の就労定着率を80%以上とする。（新規）

基本指針	目標値	令和2年度 実績見込み	考え方
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	2人	1人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
②就労移行支援事業の利用者の増加	6人	0人	令和2年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
③移行率3割以上の就労移行支援事業所の増加	1事業所	-	令和2年度に一般就労した人が3割以上の事業所の数
④就労定着支援1年後の就労定着率	80%	100%	就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

福祉施設利用者に限らず障がいのある人が一般就労するためには、就労準備から就労定着、就労後の生活支援を行う必要があります。相談支援事業所、就労移行支援事業所、ハローワーク、就業・生活支援センター等関係機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に支援する体制づくりに取り組みます。

成果目標（4）障がい児支援の提供体制の整備等（新規）

基本指針 ①児童発達支援センターを1か所設置

発達障がい児への支援を総合的に行うことができるように、関係支援事業所と協議を進めます。また、愛南町で対応が難しい場合は、圏域で取り組むことも視野に入れ体制整備を行います。

児童発達支援センターを令和5年度末の設置を目標にワーキンググループで協議をしています。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

既の実施している保健師による乳幼児健診前後の訪問や困難ケース等への支援を継続するとともに、巡回支援専門員の派遣など、発達障がい等の特性に対応した専門性の高い支援を提供できる体制づくりを推進します。また、保育所等訪問支援を提供することができる体制の整備については、町内の障害児通所支援事業者に働きかけていきます。

児童発達支援センターの設置検討と並行して事業の実施に向けて協議を進めていきます。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保

現在、南愛媛療育センターが実施している「重症心身障がい児を対象にした巡回型の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業、生活介護事業」が継続されるための協力体制を整え、重症心身障がい児の自立に向けたサポートができる事業所の確保を行います。

毎週木曜日に一本松保健センターで南愛媛療育センターが巡回して重症心身障がい児を対象とした事業を実施しています。今後も定期的にサービスが提供できるよう取り組んでいきます。

④医療的ケア児支援の協議の場を平成30年度末までに設置

医療的ケア児を地域で支える体制の充実には、保健、医療、福祉及び教育分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要になるため、その関係者で構成する愛南町地域自立支援協議会を活用して、協議の場を確保します。また、広域的に協議が必要な場合は、愛媛県自立支援協議会連絡調整会等に協力を求め、宇和島管内、南予圏域、愛媛県レベルで課題解決ができるよう努めます。

保健、医療、福祉及び教育分野の関係者で構成する愛南町地域自立支援協議会子ども部会を活用して、医療的ケア児等コーディネーター※を含めた協議の場を確保しています。今後、愛媛県医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加しコーディネーターの配置に取り組みます。

※ 医療的ケア児等コーディネーター

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。

活動指標 必要量の計画（見込み）と実績

（１）障害福祉サービス等

サービス利用者は、平成30年度312人、令和元年度316人で、令和2年度は313人の見込みです。（実人数／月）

① 訪問系サービス（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
利用延時間（時間／月）		909	815	960	774	1010	639
利用者数（人）		49	52	51	52	53	41
居宅介護	利用延時間	894	799	945	760	995	630
	利用者数	47	48	49	48	51	38
同行援護	利用延時間	15	16	15	14	15	9
	利用者数	2	4	2	4	2	3

訪問系サービスの利用状況をみると利用延時間、利用者数ともに減少していますが新規申請者も含め利用者一人ひとりに必要なサービスの提供はできています。

② 日中活動系サービス（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
生活介護	日	1849	1839	1871	1843	1839	1859
	人	90	89	91	92	92	90
自立訓練 （機能訓練）	日	20	0	20	0	20	0
	人	1	0	1	0	1	0
自立訓練 （生活訓練）	日	20	3	40	0	60	0
	人	1	1	2	0	3	0
就労移行支援	日	65	41	82	17	99	3
	人	4	2	5	1	6	1
就労継続支援 （A型）	日	462	467	478	502	494	733
	人	29	27	30	28	31	30
就労継続支援 （B型）	日	1189	1126	1227	1321	1265	1076
	人	65	63	67	75	69	66
療養介護	日	304	258	304	214	304	216
	人	10	9	10	7	10	7
短期入所	日	109	157	120	120	130	125
	人	9	9	10	7	11	7

生活介護については施設入所者数の増減がないため横ばいで推移しています。

就労継続支援A型は利用希望が多く増加しています。

令和2年度の就労継続支援B型は新型コロナウイルスの影響で利用人数、利用実績とも前年度と比較して減少する見込みです。

療養介護、短期入所については、大幅な増減がなく横ばいで推移しています。

③居住系サービス（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
共同生活援助	人	52	53	53	60	54	61
施設入所支援	人	84	86	83	86	82	84

平成28年6月にグループホームあこうが新設されて以降、グループホームの新規設置数がなく利用者数は横ばいです。施設入所も入所者数に増減がないため横ばいで推移しています。

④相談支援（月あたり）

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
計画相談支援	人	45	49	47	44	50	56
地域移行支援	人	1	0	2	0	3	0
地域定着支援	人	1	0	2	0	3	0

平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス等利用計画の作成が義務付けられ、愛南町においては平成28年度に作成率100%を達成することができました。

これにより、障がい者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援方法や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスを提供することができるようになりました。

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
相談支援事業	か所	5	5	5	5	5	5
	件数/年	1180	1102	1200	1278	1220	1300
成年後見制度利用支援事業	件数/年	1	1	1	0	1	1
意思疎通支援事業	人/年	100	81	100	87	100	83
	手話通訳者派遣	人/年	20	20	39	20	35
	点訳等支援	人/年	80	60	80	48	48
日常生活用具給付等事業	件/年	620	629	640	666	660	660
	介護訓練支援用具	件/年	1	0	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	3	2	3	1	3
	在宅療養等支援用具	件/年	2	1	2	1	1
	情報・意思疎通支援用具	件/年	3	0	3	7	5
	排泄管理支援用具	件/年	610	625	630	655	650
	住宅改修費	件/年	1	1	1	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実施	1	1	1	1	1	0
移動支援事業	人/年	4	4	5	6	5	4
	時間/年	60	31.5	70	39.4	70	20
地域活動支援センター機能 強化事業	か所/月	1	1	1	1	1	1
	人/月	15	12	15	42	40	45

相談支援事業

相談支援事業の利用状況をみると相談件数は増加しています。要因としては、平成 26 年度から、民間の相談支援事業所が 4 か所、公的な相談支援事業所が 1 か所利用できるようになり、障がいの種別に応じ、事業所を選択し相談できる体制が整ったこと、また平成 30 年 9 月以降、障がい者・児の支援の充実を図るためモニタリングの標準期間の見直しも行われたことが考えられます。

意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援事業の利用状況をみると利用者数に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用者が限定されていることが考えられます。

平成 25 年度から、宇和島圏域の連携事業として手話奉仕員養成研修事業を開始しました。令和元年度については、入門講座を 2 名の方が修了しています。

日常生活用具給付等事業

日常生活用具の利用状況をみると給付件数はその年によって変動があります。

日常生活用具給付件数は、「排泄管理支援用具」の給付対象者数の増減に左右されることが大きく、今後も同様に推移すると予想されます。

移動支援事業

移動支援事業の利用状況に大きな増減はありません。要因としては、事業の利用対象者が限定されていることと、同行援護や行動援護など目的に合ったサービスがあることなどが考えられます。

地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの I 型事業所を 1 か所整備していますが、センターの利用者数に伸びはありません。その要因としては、事業所や事業内容などの必要な情報が、町内の障がいのある人に浸透していないことが考えられます。

②任意事業

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
訪問入浴サービス事業	か所/年	1	1	1	1	1	1
	回/年	100	33	100	57	100	50
日中一時支援事業	か所/年	8	7	8	8	8	7
	回/年	500	449	520	765	540	500
重度障害者自動車改造費用助成	人/年	2	1	2	0	2	1
障害者自動車免許取得助成	人/年	2	0	2	0	2	1

訪問入浴サービス事業の利用状況をみると利用回数に大きな増減はありません。要因としては、利用対象者が限定されていることが考えられます。

日中一時支援事業の利用状況をみると利用回数は増加しています。要因としては、利用対象者は限定されていますが、1 人あたりの利用回数が増えたことが考えられます。また、町内に日中活動の場が少ないことも増加要因として考えられます。

(3) 児童福祉法によるサービス
(月あたり)

区 分		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	日	62	41	66	68	70	72
	人	16	16	17	26	18	31
放課後等デイサービス	日	243	260	248	291	253	300
	人	50	48	52	30	54	44
障害児相談支援	人	14	11	15	16	16	16

児童福祉法によるサービスの利用状況をみると児童発達支援の月間延べ利用人数の伸びが顕著になっています。

要因としては、行政、保育所、幼稚園、南予子ども・女性支援センター、医療機関、サービス提供事業者等の連携により、療育の必要な児童の早期発見や相談体制の整備が図られたことなどが考えられます。